旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
高槻支援学校	内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが2件あった。					いて周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。	するこ て、関係職員に対して精算の必
	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	【地方目治法施行令】 な確認を行うこととした。	1
	A	滋賀県	令和3年7月27日	2,660円	令和3年9月6日		今後は、法令等に基づき、適正
	B 滋賀県	滋賀県	令和3年7月27日	1,870円	令和3年9月6日		な事務処理を打り。
						【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が 確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなけれ ばならない。	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年12月2日)